

独立行政法人 農業生物資源研究所

理事長 石毛 光雄 殿

### 監査報告書

私たち監事は、独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき平成18年4月1日から平成19年3月31日までの平成18事業年度における独立行政法人農業生物資源研究所の業務の監査をいたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 監査の方法及びその内容

各監事は、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査方針及び当期監査計画等に従い、役員（監事を除く）、監査室その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役員（監事を除く）及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、さらに全部門に対する実地監査を行ない、定期監査においては各部門の書面監査、対面監査を実施し、業務の状況を把握いたしました。以上 の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告書等について検討いたしました。

また、会計監査人から当該事業年度に係る財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る）及び決算報告書につき報告及び説明を受け、検討を加えました。

#### 監査の結果

- (1) 「平成18年度に係る業務実績報告書」は、独立行政法人農業生物資源研究所の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 独立行政法人農業生物資源研究所の業務遂行に関し、法令に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (4) 財務諸表は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 決算報告書は、予算区分に従って決算の状況を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。

平成19年6月26日

独立行政法人 農業生物資源研究所

監事 一ノ井邦彦

監事 石毛光雄